

第4章 目標達成に向けた取り組み

この章の構成と見方

「計画の体系」に基づき、「活動目標」ごとに、その分野における飯塚市の【現状と課題】、目標を実現するための【取り組みの方向性】と【具体的取り組み】を記載しています。

第2期計画の取り組みから積み残した課題や新たな課題、市民アンケート調査などの各種調査結果やそれを踏まえた課題に対し、行政だけでなく、地域を構成する市民、地域関係団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会などが、協働して取り組む必要があります。

そのため、「具体的取り組み」は、「市民の取り組み(自助)」、「地域や関係団体の取り組み(共助)」、「行政の取り組み(公助)」の視点から取り組みの基本的役割を整理しています。

- 「市民の取り組み(自助)」では、市民一人ひとりに期待される役割を示しています。
- 「地域や関係団体の取り組み(共助)」では、自治会等の地域組織、地区(校区)社会福祉協議会・地域福祉ネットワーク委員会、民生委員・児童委員、福祉委員等の福祉全般に関わる団体等、高齢者や障がい者、子ども等の個別の分野の関係団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者やその他の企業・事業所等、地域にある様々な団体・組織等に求められる役割を示しています。
- 「行政の取り組み(公助)」では、行政としての役割を示しています。

「行政の取り組み(公助)」について、「活動目標」ごとに計画期間終了までに達成を目指す目標として、公助の取り組み、または、共助と協働して行う取り組みの中から、目標と成果指標を設定しています。取り組みによっては、成果指標の設定になじまないものもあるため、主な関連施策・事業の中から比較的数値化しやすいものなどを挙げています。

なお、市民意識の変化などを成果指標とするものについては、アンケート調査の実施によって意識の変化度を把握します。

活動目標 1 互いに支えあう意識の醸成**現状と課題**

地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくためには、住民一人ひとりが多様性や違いを認め、一人ひとりの人権が尊重されることが不可欠です。しかし、現代社会においては、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者に関する問題等様々な人権問題が存在しています。また、情報化の進展に伴って、インターネット上では、匿名による誹謗、中傷や悪質な差別的書き込みが横行し、さらには、ヘイトスピーチ⁴といった問題も生じています。

多様な違いを持つ人々が地域の中でともに暮らしていくということは、その違いを認め、受け入れることが重要です。しかし「ともに」という言葉が、違いのある人たちが場を共有するだけの意味しか持たなければ、問題は拡大し拡散します。誰もがともに生きていくことを可能にする社会を築くことこそ重要な現代の課題です。子どもも高齢者も障がいのある人も、生まれついた性にとらわれずに生きようとする人も、諸外国から日本に来た人も地域の中でともに生きることが可能な社会が求められています。

様々な固定観念や偏見、差別意識を解消していくために、家庭や地域、学校、企業・事業所・団体、行政等で行われるあらゆる学習機会等を通して、人権教育及び啓発活動を推進していく必要があります。

取り組みの方向性

市の様々な施策を通じ、地域による支えあいやお互いを尊重し思いやる共生社会を推進します。また、市民の相互理解が深められるよう、国籍、年齢、性別、出身地、障がいの有無等に関わらず誰もが安心して生活を送り、自分らしく活躍することができる環境づくりを進めます。

⁴ 他者の権利を侵害することを目的として、貶(おとし)めようとしたり辱(はずかし)めようとしたりすること。特定の国の出身者であること、またはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動。

(1) 人権意識の啓発を基盤とした福祉意識の向上

地域福祉は、地域を構成するすべての人々の人権が尊重されてはじめて実現できるものです。性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向や性自認等、あらゆる属性・特性に関わりなく、一人ひとりの人権が尊重されるよう、市民と行政が一体となって人権意識の高揚を図るとともに、人権教育・啓発の推進に取り組みます。

また、市民一人ひとりの人権への関心や意識を高めるため、あらゆる機会を通じて、福祉教育や人権問題に関する啓発を行います。

関連団体と協力し、地域の中で様々な世代の人を対象に福祉教育を充実していきます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向や性自認等、あらゆる属性・特性に関わりなく、お互いを尊重し、理解し合いましょう。
- ・ 人権問題についての講演会や学習会等に参加しましょう。
- ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において対等な立場で参画していきましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 人権問題、男女共同参画推進の意識啓発に努めましょう。
- ・ 地域や団体の活動の中で、高齢者、障がい者、児童等の福祉問題に関する学習の機会を設け理解を深めましょう。
- ・ 研修やイベントを行う際は、多くの人に参加できるよう工夫しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 人権教育・啓発や男女共同参画推進のための講演会や学習会等を開催し、市民の積極的な参加を促進し、理解が深まるよう啓発に努めます。
- ・ 意識啓発については、誰もが考える身近な課題やテーマを取り入れるとともに、情報発信の方法についても、SNS⁵を積極的に活用します。
- ・ 学校教育、社会教育など、市民のライフステージに応じた様々な機会を捉え、人権問題、福祉問題の意識向上に努めます。
- ・ 一人ひとりの違いを認め、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現のため、多様な性のあり方への理解やより適切な対応を促すことを目的に、情報提供や研修の実施など普及啓発に取り組みます。

●主な関連施策

- 人権教育・啓発や男女共同参画推進にかかる研修会・講演会の開催
- 福祉教育を学ぶ機会の提供

⁵ 「Social Networking Service」の略。インターネット上の交流を通じて人々の社会的なつながり(ネットワーク)を構築するサービス。

活動目標1 互いに支えあう意識の醸成の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
人権教育・啓発研修会、 講演会等の開催事業 (人権・同和政策課)	研修会、講演会等 開催回数・参加者数	66回 3,353人	280回 12,200人
男女共同参画推進に関 する講演会の事業実施 による意識啓発 (男女共同参画推進課)	サンクスフォーラムの参加人数	131人	300人



活動目標 2 住民主体の地域福祉の推進

現状と課題

地域共生社会をつくっていくためには、地域の力を高め、地域での活動を継続、活発化していく必要があります。しかし、自治会に加入しない若年層の増加や、高齢等を理由とする脱会により、自治会加入者が年々減少しています。また、自治会自体の存続が難しく、解散する自治会が出ています。生活の多様化により地域の絆が薄らいでおり、地域における活動の存続がより厳しくなっていくことが予想されます。

市民アンケート調査の結果では、地域活動に関心はあるが、参加していない人がある程度いることが示されています。地域を取り巻く環境に順応しながら、そうした人たちが、地域へ参加できる環境を整える必要があります。

一方、ボランティア活動については、ボランティアが高齢化しており、活動を継続するうえで後継者の育成が課題となっています。アンケートの結果では、割合としては大きくありませんが、ボランティアへの参加意向を有する人がいることがわかっています。

地域活動やボランティアということに関わらず、様々な人が地域福祉の取り組みに関わることができ、身近な課題を解決できるよう環境を整えることが必要です。

取り組みの方向性

今後、家族関係や地域のつながりが薄れゆく中で、例えば、高齢者の見守り、高齢者の移動手段の確保、増加する空き家、子育て支援の増大等、公的機関の力だけでは十分な対応ができないものが数多く出てくると考えられます。そうした状況へ対応するためにも、より多くの市民が、地域との関わりを感じられ、何らかの形で地域に参加していける環境づくりが不可欠です。

このため、隣近所や地域の人たち同士での関わりを深めることを通し、市民が積極的に住民主体の取り組みや地域に関わることのできる地域づくりを進めていきます。地域とのつながりを広げるために、地域、福祉事業所や社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割のもと、地域活動や地域福祉活動の場への参加を促す取り組みを行います。また、一般の企業や事業所、市民活動団体が地域福祉の分野に参加できる環境を整えます。

(1) 自治会等の地域活動の促進

地域の自治活動を維持・拡充していくために、自治会を中心とした地域活動を促進し、活動する人が担い手として地域に貢献できるよう環境を整えます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 積極的にあいさつや声かけをする、地域の活動や行事に参加するなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。
- ・ 自治会等の地域の団体組織に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- ・ 地域の民生委員・児童委員と交流し、困りごとがあれば相談しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 地域活動の次の担い手を育成するため、地域行事への参加を呼びかけましょう。
- ・ 自治会や関係団体は、地域にいる人材の発掘を行い、地域参加の輪を広げましょう。また、積極的に女性委員を登用しましょう。
- ・ 自治会やボランティア等が地域での福祉活動を解決するため、様々な団体とつながりをつくり、情報を共有しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地域活動の基盤となる自治会の活動を支援します。
- ・ 自治会が主体となり、行政が協力しながら、今後の地域のあり方の方向性を検討していきます。
- ・ 「広報いづか」等の情報媒体を通じて、地域活動に参加し、みんなで地域をつくっていく意識の醸成を行います。

●主な関連施策

- 自治会への加入促進支援
- 地域福祉や地域活動への意識啓発

(2) ボランティア活動や市民活動への参加促進

地域住民が主体となる日常生活支援などのボランティア活動を推進し、地域における幅広い支援の担い手づくりに取り組みます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ ボランティア活動やボランティア養成講座に積極的に参加しましょう。
- ・ 自分や家族が興味のある交流や活動に参加しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ ボランティア団体は、組織の運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、担い手やボランティアを確保しましょう。
- ・ ボランティア同士、ボランティア団体で交流や情報交換を図り、それぞれの特性を考慮した役割分担を考え、効果的に連携して活動を進めましょう。
- ・ 地域での活動や行事で、ボランティア団体を活用しましょう。ボランティア団体は、ボランティアの派遣要請に積極的に応じましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ ボランティア団体等に関する情報を、広く市民に発信し、市民の参加や協力を呼びかけます。
- ・ ボランティア活動や市民活動などを担う人材の育成と継続的な活動のための支援を行います。
- ・ 支援を必要とする人とボランティアをしたい人をつなぐコーディネート機能を強化することで、適切に支援につなげていきます。

●主な関連施策

- ボランティア養成講座等の育成
- ファミリー・サポート・センター事業の実施
- 生涯学習ボランティアネットワーク事業の実施

(3) 多様な担い手が地域福祉活動に参加できる環境の整備

新たな担い手が参加しやすいよう社会資源・地域資源の発見と活用を進め、企業や事業所等多様な主体への参加のきっかけづくりに取り組みます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 今までに培った知識や経験、資格を活かして、より積極的に福祉活動に参加してみましよう。
- ・ 地域で気軽に集まれる施設や様々な活動に関する情報を取得したり、参加したりしましよう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 地域で独自に活動している人たちや、活動したいと考えている人たちと団体を結びつける機会をつくりましよう。
- ・ 社会貢献活動を行っている企業や事業所との接点を持ち、互いに協力できる関係をつくりましよう。
- ・ 誰でも気軽に立ち寄れる空間をつくり、地域で活動するボランティアと、市民の交流の場だけでなく、安心して過ごせる居場所として提供しましよう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 活動したいと考えている人たちが活動できるように支援し、地域で独自に活動している人たちがその活動を継続し、その輪を拡大できるよう支援します。
- ・ 多様な交流をはぐくむための、多世代交流が行える機会の充実を図ります。
- ・ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、民間の新規事業開発やコーディネート機能への支援を行います。
- ・ 社会福祉法人による地域における公益的な取り組みを推進します。

●主な関連施策

- 活動したいと考えている人たちへの支援
- 社会福祉法人による地域における取り組みの推進

(4) 地域福祉活動への支援

地域福祉活動団体等の活動や団体同士の情報共有、連携への支援を行い、地域福祉活動団体の活性化を図ることで、活動の参加機会の増加を図ります。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 地域で交流できるイベントや事業に積極的に参加したり、地域でイベントを企画してみましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 各種イベントやボランティア活動等を通じて、住民同士の交流の機会をつくるとともに、支えあいや助け合いの意識醸成のきっかけをつくりましょう。
- ・ 地域や関係団体は、誰もが参加しやすい活動や行事を企画し、交流の機会を充実させましょう。
- ・ 認知症サポーター養成講座やフレイル予防サポーター養成講座等を受講し、知識の向上に努めましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地域福祉活動団体等の組織力向上や事業の拡充を支援します。
- ・ 当事者のニーズの把握に努めるとともに、当事者による活動を支援します。
- ・ 住民にとって居場所となり、つながりづくりのきっかけとなる集いの場等の活動を支援し、身近な場所における主体的な活動機会を確保します。
- ・ 地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。
- ・ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、民間の新規事業開発やコーディネート機能への支援を行います。併せて、社会福祉法人による地域における公益的な取り組みを推進します。
- ・ 国等による補助制度を有効活用するとともに、ふるさと納税や企業などによる寄附、クラウドファンディングなどの手法の活用などにより、地域づくり事業に必要な財源確保に努めます。

●主な関連施策

- 各種団体への活動費助成
- 各種団体会議への参画
- 福祉関係団体の活動のPR支援

活動目標2 住民主体の地域福祉の推進の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
自治会活動のPR、加入促進 (まちづくり推進課)	自治会加入率	52.4% (2022年5月)	53%
ボランティア・市民活動への参加状況	市民アンケート調査で、ボランティア・市民活動へ「現在参加したり、協力している」と回答した割合	7%	24%
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援課)	まかせて会員・どっちも会員の登録者数	131人	150人
生涯学習ボランティアネットワーク事業 (生涯学習課)	登録者数 派遣人数	1,746人 1,707人	1,830人 2,500人
e-マナビ事業 (生涯学習課)	指導者数 学級数	47人 42学級	53人 40学級
フレイル予防事業 (健幸保健課)	フレイル予防サポーター養成者数	95人	215人



基本目標2 支えあう地域づくり

活動目標1 地域における交流活動の促進

現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、住民同士のつながりが重要です。そのつながりをつくるために様々なイベントを行っていますが、新型コロナウイルス感染症の流行によりイベントを中止した地区があったり、実施した地区でも例年より参加者が減少しているところが多くなっています。また、役員等の高齢化と後継者不足により、交流の場を継続して運営するための担い手がいなくなってきた状況にあります。さらに、交流事業の会場、ボランティア、高齢の参加者の移動手段の確保が難しいという課題も出てきています。

取り組みの方向性

市民のワクチン接種が進んできており、自主的な感染防止対策も日常化されてきていることを踏まえ、地域主催による交流事業、また行政との協働による交流事業を通して、地域内の様々な人たちが交流できる機会を創出します。地域とのつながりを広げるために、地域、事業所や社協、行政がそれぞれの役割のもと、地域活動や地域福祉活動の場への参加を促す取り組みを行います。

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、交流、参加、学びの機会を生み出す活動や人材のコーディネート、地域活動活性化を展開し、地域づくりを進めていきます。地域づくりを通じて、隣近所や地域の人たち同士での関わりを深め、孤立する人をつくらない地域づくりを進めます。

(1) 交流活動の促進

様々な活動を通して、地域住民同士が集まり、多様な人たちが交流できる地域での交流事業や居場所づくりの活動を促進します。活動の中心となる自治会に対し、必要に応じた支援を行い、地域活動に参加しやすいしくみづくりを推進します。

■市民の取り組み(自助)

- ・地域の行事に積極的に参加し、様々な人たちとの交流を深めましょう。
- ・地域行事への参加を身近な人に呼びかけましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・子ども、若者、高齢者、障がい者等、地域の様々な人が参加し交流できる行事を企画しましょう。
- ・地域行事への参加が少ない高齢者や障がいのある人に声をかけ、参加を促しましょう。
- ・様々な広報媒体を活用して積極的な外部発信を行い、参加者・ボランティアを集めましょう。
- ・各地域で広報活動や支援者のネットワーク等を活用しながら人材を確保するとともに、関係団体と連携を取りながら事業を実施しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・子ども、若者、高齢者、障がい者等、地域の様々な人が参加し、交流できるような機会を提供していきます。
- ・地域活動の中心となる自治会に対し、必要に応じて運営に関する相談や研修等の支援を行います。
- ・イベントの内容や開催の時間帯の見直しなどの検討を行い、より参加しやすいものにしていきます。

●主な関連施策

- 世代間交流事業の実施
- 各地区交流センターまつり等のイベント開催
- 街なか子育てひろば交流事業の開催
- 障がい者等との交流事業の実施
- 学校開放日の実施
- 自治会への支援

(2) 地域の資源を活用した地域づくり

地域内の既存施設を有効活用することにより、交流活動を促進します。また、民間の事業所や企業、大学等と連携を図るなど地域活動の活性化を進めます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 公民館や集会所、学校等の地域の既存施設を、積極的に利用しましょう。
- ・ 大学や企業の地域貢献活動の情報を取得しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 公民館や集会所、学校等の地域の既存施設を、地域の交流や団体活動の場として、積極的に活用しましょう。
- ・ 事業所・企業や学校、大学等に対してボランティアの参加を呼びかけましょう。
- ・ 事業所・企業や学校、大学等を巻き込んだイベントを企画しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 交流センター、福祉センター、人権啓発センター等の身近な施設の利用促進に取り組みます。
- ・ 民間事業者の空きスペースなどを活用して地域住民が交流できる場所や機会をつくる活動を推進します。
- ・ 企業や大学等と連携し、地域福祉活動の活性化を図ります。
- ・ 地域、企業、大学等、多くの主体が参加できるイベント等を企画します。

●主な関連施策

- 交流センター、福祉センター等地域施設の利用促進
- 人権啓発センターの利用促進
- 学校施設の活用支援
- 大学との連携事業

活動目標1 地域における交流活動の促進の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
中央公民館・各地区交流センターまつり (まちづくり推進課、生涯学習課)	参加者数及び来場者数	455人	15,600人
街なか子育てひろば地域交流事業 (保育課)	交流事業への参加者数	152人	35,000人
人権啓発センターの利用促進 (人権・同和政策課)	年間利用者数	4,748人	13,000人
地域活動への参加状況	市民アンケート調査で、地域活動に「進んで参加・協力している」、「機会があれば参加・協力している」と回答した割合	34.7%	70%



活動目標 2 地域ネットワークの拡大

現状と課題

地域課題が多様化・複雑化する中、地域課題の解決に向け、地域で活動する関係者間の緊密な連携が、これまで以上に求められています。

団体ヒアリング調査では、複合化した問題の解決をするためには、各組織間の連携をより一層強化することの必要性が指摘されています。特に、困っている人を把握するため、飯塚市社会福祉協議会や福祉事業所、自治会などが連携することの重要性が指摘されています。

取り組みの方向性

地域福祉ネットワーク委員会と地区(校区)社会福祉協議会を中心としながら、民生委員・児童委員、地域包括支援センターや医療・介護関係機関等多くの福祉関係者との連携を深め、地域の福祉ニーズを的確に捉えるとともに、様々な情報を適切に共有し、適切かつ迅速な支援やサービスの提供につなげます。

また、地域福祉に寄与している関係機関、団体間の連携を強化するとともに、福祉関係以外の機関や団体との連携も積極的に進め、地域全体の福祉機能の向上を図ります。



(1) 困っている人を支える協力体制の強化

地区(校区)社会福祉協議会や地域福祉ネットワークの活動への支援を積極的に行い、ボランティアやNPO法人等の活動や事業所等の見守り活動と連携を強化します。また、これまで連携できていなかった団体ともつながりをつくり、困っている人を支えるネットワークを広げていきます。

■市民の取り組み(自助)

- ・身近な地域での助け合い活動に積極的に参加しましょう。また、助けを求めることは自助のちからが身につけていることの証です。困ったときに「助けて」といえるちからを身につけましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・小地域福祉活動を推進し、地域の困りごとや、その解決策等を話し合う機会をつくりましょう。
- ・福祉活動を行う団体や組織とのつながりを深めましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・飯塚市社会福祉協議会と連携し、地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会を中心とした、地域で要支援者を支えるネットワークの機能強化に努め、小地域での福祉活動を活性化します。
- ・地域包括支援センター、医療・介護関係者、民生委員をはじめとする地域の関係者等とも緊密な連携のうえ、要支援者の早期発見・早期対応に努めます。
- ・地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援相談室、社会福祉協議会権利擁護センターやボランティアセンター等の各種福祉分野の専門相談機関と、保健センターや医療機関等による各保健・医療分野の専門相談機関の連携等による機能の充実を図ります。
- ・地域包括ケアシステムの充実への一環として、在宅医療・介護連携の取り組みを推進します。
- ・地区住民の見守りを強化するため、事業所等が行う安否確認活動と連携します。

●主な関連施策

- 地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会の支援
- 地域包括ケア体制の推進
- 事業所等が行う安否確認活動との連携

(2) 地域全体での協力体制の充実

地域において様々な活動団体が相互に結びつき、互いに協力し合うことで活動の充実を図ることができるよう支援を行います。また、行政との連携により、施策との調整や、情報提供や相談等の協力を行い、誰一人取り残さない福祉のまちづくりの取り組みを進めていきます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 地域の活動へ積極的に参加し、協力・相談して取り組みを進めていくことのできる関係を広げていきましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 地域で活動する団体、ボランティア、NPO等が集まり、交流する機会をつくりましょう。
- ・ 団体間の相互の関係性を強化し、相互に協力し合いながら、活動を活発化させていきましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地域で活動する団体、ボランティア、NPO等が相互に協力できる機会を提供します。
- ・ 福祉関係団体・機関等との情報共有体制づくりに努めるとともに、事例の検討等を行い、相談体制の強化に努めます。

●主な関連施策

- 団体間のネットワーク構築(既存会議等の整理・集約含)
- 障がい者自立支援ネットワークの運営

活動目標2 地域ネットワークの拡大の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
地域包括ケアにおける医療と介護の連携 (高齢介護課)	多職種連携研修会、5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会、市民公開講座年間延べ参加者数	1,576人	1,900人
事業所が行う安否確認活動 (高齢介護課)	事業所数	40事業所	50事業所

活動目標 3 地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくり

現状と課題

経済的な格差が広がる中で生活困窮や子どもの貧困、ヤングケアラーなど新たな課題や複合的な課題を抱える世帯も出てきています。生活上の困難を抱える人の多くは、複数の課題を抱え、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な角度からの支援が求められています。こうした課題は地域の中で見えにくく支援につながらないまま状況が悪化する場合があります。地域の見守りを充実させることにより課題を早期に発見し、適切な支援につなぐための相談支援体制の整備などが必要となってきました。

しかし、地域での見守りの中心的役割を担う民生委員・児童委員も高齢化しており、業務の負担感が増えています。さらに、見守りを行ううえでも、認知症や認知症の人の徘徊等の情報が不足しており、児童虐待の把握についても非常に困難になっています。

取り組みの方向性

隣近所や自治会などにおいて、ひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て世帯等、地域で支援が必要な人を複数の地域住民らで見守る活動を支援します。住民の生活の中の困りごとや生活のしづらさを住民が発見・把握し、住民同士が共有できるよう環境を整え、住民が助け合いながら、ボランティア、NPO、専門職等と連携し、解決に向けた取り組みが行えるよう、専門的な支援の充実を図ります。複雑化・多様化した課題を抱えた中で、適切な支援を受けることができていない人を行政や関係機関・関係団体・地域組織・地域住民の連携により把握し、適切な支援につなげるためのしくみづくりを進めます。

また、中・長期的な支援が必要とされる場合に、本人と支援者がつながり続けることができるアプローチを行うことで伴走支援ができる体制を整えます。



(1) 見守り体制の強化

地域の福祉課題の早期発見等に向け、地域内での見守り活動等を促進するため、意識の啓発や関係づくり等の支援に取り組みます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 自分ひとりでできないことは、行政や隣近所の人たちや民生委員・児童委員に支援や手助けをお願いしましょう。
- ・ 地域内での見守り活動に理解を示し、可能な限り協力しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 自治会長や隣組長、民生委員・児童委員、福祉委員等を中心に、支援の必要な方を把握しましょう。
- ・ 地域の中での困りごとを見つける機能を強化するとともに、関係機関と情報共有、連携し、地域で解決できる方法を見つけましょう。
- ・ 関係団体は活動を行いながら、訪問時の声かけや異常を感じたときの通報など、見守り活動に寄与しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会、まちづくり協議会が行う小地域福祉活動を支援します。
- ・ 民生委員・児童委員の行う、見守り活動を支援します。
- ・ 制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人を包括的に受け止め、必要な支援につなげるため、市と関係機関等が連携し、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。

●主な関連施策

- 地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会、まちづくり協議会を通じた小地域福祉活動の支援
- 民生委員・児童委員の活動支援
- まちづくり協議会運営支援

(2) 人に寄り添った支援の推進

希望しているのに職に就けていない人や生活困窮等の多様化する生活課題を抱えている人に対し、適切に支援をすることができるよう、支援体制の充実を図ります。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 支援が必要な場合には、民生委員・児童委員や行政機関に相談しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 問題を抱えた家庭に対して、関係機関と連携しながら支援を進めましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 生活困窮者等に対する相談窓口を設置し、具体的な問題解決の検討を行います。
- ・ 関係機関と連携を図りながら、就学・就職支援など、本人や家族に寄り添った支援を行います。
- ・ 虐待等の心配がある児童の早期発見や適切な保護に努めます。
- ・ 住宅確保要配慮者に対し、関係団体・関係機関が連携しながら、住宅確保のための支援を行います。
- ・ 地域住民や様々な関係機関と協働し、生活困窮者が早期に支援が受けられ、自立に向かえるよう継続的な支援を行います。

●主な関連施策

- 生活困窮者等に対する相談窓口の設置及び関係機関との連携
- 要保護児童支援事業の実施
- 要援護者の状況把握



活動目標3 地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくりの計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク (高齢介護課)	登録者数	86人	100人
民生委員・児童委員の認知度 (社会・障がい者福祉課)	市民アンケート調査で、「地区の民生委員・児童委員を知っている」と回答した割合	26.7%	50%
「手助けできる」と思うこと	市民アンケート調査で、地域で「安否確認の声かけ」を手助けできると思うと回答した割合	65.2%	70%
	市民アンケート調査で、地域で「高齢者の見守り」を手助けできると思うと回答した割合	41.0%	70%



基本目標3 つながるしくみづくり

活動目標1 情報提供体制の充実

現状と課題

現在、市や飯塚市社会福祉協議会では、市役所等の窓口のほか広報紙やホームページ、またはパンフレット等を通じて、福祉サービスに関する情報を提供しています。

市民アンケート調査の結果では、福祉に関する情報を「入手できている」と回答したのは約3割で、「入手できていない」と回答したのは約4割となっています。また、情報の入手方法では、若い世代ではインターネットやホームページの割合が高くなっています。

年齢層や対象者の特性に対応した、多様な手段による情報提供体制の充実が求められています。情報化社会の進展により、情報入手方法が多種多様化していることから、ICT⁶の発展に伴う新たな情報発信の手段の検討が求められます。

取り組みの方向性

広く市民に福祉に関する情報を届けられるよう、効果的な情報発信を行います。誰もが福祉サービスについて理解でき、必要としている人が適切にサービスを利用することができるよう市民に周知します。

地域住民が地域活動へ参画したり、地域福祉に関する理解を深めるためには、誰もが見やすくわかりやすいと感じる発行物の作成が必要不可欠となっており、広報紙の作成等に当たっては、ユニバーサルデザイン⁷の視点を踏まえます。

⁶ 「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、「情報通信技術」と訳される。電子メールでのやりとり、インターネットでの通販等、人同士のコミュニケーションを手助けする技術のこと。

⁷ 身体能力の違いや年齢、性別、国籍に関わらず、すべての人が利用しやすいようにつくられたデザインのこと。

(1) 福祉に関する情報発信の充実

あらゆる媒体を活用し、適切でわかりやすい内容で福祉に関する情報発信に努めます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 広報紙や回覧板、ホームページなどから、福祉に関する情報を積極的に取得しましょう。
- ・ 福祉に関して必要としている情報がある場合は、積極的に関係機関の窓口に伝えましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 民生委員・児童委員、福祉委員など、地域で相談支援に携わる人は、支援を必要とする人へ情報提供を行いましょ。
- ・ 地域で活動する団体やボランティアは、その活動内容に関する情報を支援が必要とされる人へ届くよう工夫し、適切な形で情報発信するよう心がけましょ。
- ・ SNS等を使い、福祉情報や講座・セミナーの開催を広く周知ましょ。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 広報誌、ホームページ、パンフレット、SNSなどで、福祉に関する情報提供を充実させるとともに、わかりやすい文章や文字の大きさ、音訳など、情報の受け手の特性に合わせて情報提供を工夫ましょ。
- ・ 障がいのある人や高齢者、外国人に配慮した情報提供を図りましょ。刊行物の作成にあたり、ユニバーサルデザインの考え方を意識し、誰にでも読みやすくわかりやすいものにましょ。
- ・ 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、より多くの人目に届くよう努めましょ。
- ・ 情報の入手や理解が困難な人には、適切な形での情報提供を行いましょ。
- ・ 情報を必要とする人に確実かつ効率よく情報提供を行うため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会、ネットワークを活用ましょ。

●主な関連施策

- 「広報いいづか」、ホームページによる情報提供
- パンフレットやガイドブックの作成・配布等
- 発行物のバリアフリー⁸化

⁸ 障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア(障壁)を取り除くこと。

(2) 多様な情報提供体制の構築

情報の受け手を念頭に置いた、わかりやすく、効果的な情報発信・広報の強化に努めるため、多様な情報提供体制の構築に取り組みます。ICTを活用した情報機器の普及など情報提供の手法の幅が広がる中、市が発信する情報について、情報発信の手段や方法等について検討します。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 行政や社会福祉協議会が発信している情報に関心を持ちましょう。
- ・ パソコン、スマートフォン等の情報通信機器の操作方法を身につけましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ サービスやイベント等の情報について、多様な媒体を活用しましょう。
- ・ 紙媒体に加え、SNS等やICTを活用した新たな広報活動を行いましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 必要とする情報を住民が適宜入手しやすいように、SNS等も活用し、誰もがわかりやすい情報提供に努めます。
- ・ より多くの人々が地域福祉を知り、様々な支援等が受けられるように、ICTを活用した情報提供、申請受付や相談方法等を検討し、利便性の向上に努めます。
- ・ ICTを利用できない人には、電話や往復はがき等の郵便を活用するなど、多様な形態を選択できるように配慮します。

●主な関連施策

- SNSによる情報発信
- ICTを活用した情報提供、申請受付や相談方法等の検討
- 高齢者へのスマートフォン購入支援事業の実施

活動目標1 情報提供体制の充実の計画目標

事業名	指標の考え方	実績 (年度)	目標 (2032年度)
福祉に関する情報を十分に入手しているか	市民アンケート調査で、「十分入手できている」、「十分ではないが、入手できている」と回答した割合	30.6%	70%

活動目標 2 包括的な支援体制の構築

現状と課題

既存の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化などがみられ、そのような場合、社会的に孤立し、自ら助けを求められない状況にあることが多くあります。

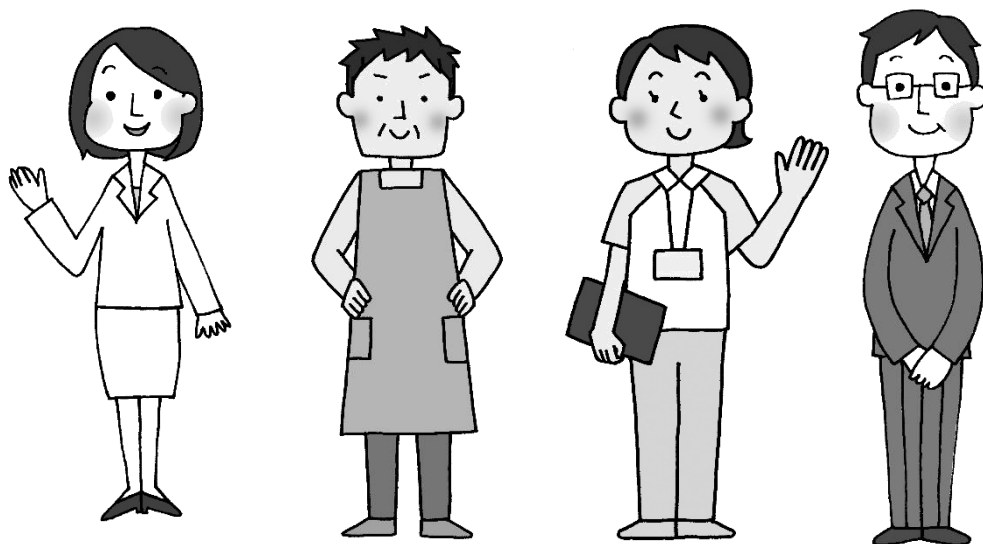
団体ヒアリング調査においても、そうした人をどのように支援に結びつけるかということが指摘されています。上記のような問題に関しても、地域の団体と福祉団体が連携することで、早期に発見、支援につなげることができるのではないかと指摘がされています。

また、市民アンケート調査、団体ヒアリング調査においても、気軽に相談でき、1カ所で相談が済むような「総合相談窓口」の設置が期待されています。

取り組みの方向性

属性や世代を問わず包括的に相談を受けとめる、いわゆる「断らない相談支援」を実施する包括的な相談支援体制の構築が求められています。

分野横断的な課題や地域では解決できない課題を、支援に結びつけるため、多様な機関が密接に連携した支援体制を構築し、課題解決のための適切な支援につなげます。



(1) 断らない相談支援体制の構築

住民に相談窓口をわかりやすくするとともに、支援機関の連携や役割の理解に努めます。子育て、介護、生活困窮、障がいなど複合的な課題を抱える世帯の相談を、多機関の協働により包括的に受けとめるための相談体制を整えます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 心配ごとや困りごとは周囲の人や相談窓口等に相談しましょう。
- ・ 民生委員・児童委員等、身近に相談できる相手を見つけ、日頃から相談できるようにしましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 利用者やその家族がより身近に相談できるよう、専門性の向上や相談機能の充実に努めましょう。
- ・ 小地域での福祉活動等において、生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人、社会的孤立状態にある人、複合的な課題を抱えている家庭等、自ら相談に行ったり支援を求めたりすることが困難な人を発見した場合、行政との情報共有や連携を行い、適正な支援につなげるよう努めましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 市役所の相談窓口をはじめ地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援相談室等、相談できる場所や内容についての周知を図ります。
- ・ 相談窓口の担当職員や、地域で相談支援に携わる人たちに対して研修を行い、知識や技能の向上を図ります。
- ・ 要支援者を包括的に支援していくため、保健・医療・福祉の連携に努めるとともに、庁内関係課の連携強化と情報共有体制の構築を図ります。
- ・ 生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人、社会的孤立状態にある人、複合的な課題を抱えている家庭について、関係する団体との情報の共有、役割分担、継続的な支援のあり方を検討しながら、多機関協働による支援を行います。

●主な関連施策

- 重層的支援体制整備の検討
- 相談員派遣等事業の実施
- 各種支援センター事業の実施
- 相談員等研修の実施
- 各窓口と関係機関との連携
- 庁内関係課の連携強化と情報共有体制の構築
- 多機関協働事業の体制整備に向けた検討

(2) 福祉サービスや支援の一層の充実

利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、利用者のニーズを適切に把握するとともに、サービスを提供する職員に対する研修等を実施することにより、サービスの質的向上や苦情相談の対応の充実を図ります。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 支援が必要になった場合に困らないよう、相談先やサービス内容等に関する理解に努めましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 利用者本人が住み慣れた地域で生活を継続できるように、質の高い福祉サービスの提供に努めましょう。
- ・ 地域のニーズを把握し、地域に必要なサービスの充実に努めましょう。
- ・ 利用者からの苦情相談の対応の充実に努めましょう。
- ・ 日常生活自立支援事業により、高齢化や障がい等の理由により判断能力が衰えても、地域で安心して過ごせるように、本人との契約により金銭管理等の支援を行いましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地域包括支援センター等の各種相談窓口でのサービスに関わる苦情相談の対応の充実に努めます。
- ・ 虐待等の心配がある児童の早期発見や適切な保護に努めます。
- ・ 福祉サービス事業所職員等に対する研修の充実に努めます。
- ・ サービスを利用する際には、第三者評価制度による評価内容を活用して事業者を選択するよう住民へ啓発します。

●主な関連施策

- 苦情相談への適切な対応
- 福祉サービスに係る職員研修の実施

活動目標2 包括的な支援体制の構築の計画目標

事業名	指標の考え方 (担当課)	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
高齢者・障がい者・児童の各種相談支援事業	「地域包括支援センター」における相談件数 (高齢介護課)	8,652件	<p>増加</p> <p>※相談件数を伸ばすことではなく、相談において必要な人に必要なサービスが届くことが目標。ただし、窓口を知らない人が一人でも多く窓口を知り、サービスにつながることを目指して「増加」とする。</p>
	「障がい者基幹相談支援センター」における相談件数 (社会・障がい者福祉課)	16,452件	
	「家庭児童相談室」における相談件数 (子育て支援課)	4,117件	
	「生活自立相談室」における相談件数 (生活支援課)	770件	
サックス相談	相談件数 (男女共同参画推進課)	146件	
悩みや不安の相談先	市民アンケート調査で、「相談先がない・わからない」と回答した人の割合	12.9%	減少
福祉サービスを利用して不都合や不満を感じたことがあるか	市民アンケート調査で、「不都合や不満を感じたことがある」と回答した人の割合	10.3%	減少

活動目標3 安全・安心な暮らしを守る活動の推進

現状と課題

本市では、平成26年度に「飯塚市地域防災計画」を策定し、この計画に基づき総合的な防災対策に取り組んでおり、災害時の避難行動要支援者の把握や支援体制づくりを進めています。

市民アンケート調査の結果では、地域における災害対策について、「住民同士の日頃からのつながりと助け合い」「支援を必要とする人々への支援体制の整備と地域での情報共有」「防災教育・防災訓練の実施」といったことが必要だと認識されています。しかし、防災訓練に参加している人の割合は非常に低くなっています。

自主防災組織の設置を進めていますが、住民の防災意識が広がっていない地区があり、すべての自治会での設置はされていない状況にあります。

また、地域において避難行動要支援者の把握を進めていますが、避難行動要支援者名簿の個人情報への取扱いに苦慮している状況にあります。また、災害時に避難をすることができない人をどう救うのか、どこまで行うのか、さらに、交通手段がないため避難させる方法がないといった問題も浮上しています。

取り組みの方向性

地域で安心して暮らすため、大型台風や集中豪雨等による災害に備え、迅速な避難支援を実施するために支援を要する人の情報を地域と共有し、日頃からの見守りや避難訓練等の実施を行うとともに、災害時の避難体制の強化と充実を図ります。また、市民一人ひとりの防災・減災意識、防犯意識の向上に向けた取り組みを進めます。

(1) 権利擁護体制の充実

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、認知症等高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利擁護に向けた日常生活自立支援事業の推進や成年後見制度の利用促進を図ります。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業についての知識を身につけ、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の権利擁護に関わる制度の利用が必要な人がいたら、利用につなげましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 関係機関と連携し、地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぎます。
- ・ 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会・権利擁護センターと連携して、成年後見制度等の関連制度の周知と利用促進を図ります。
- ・ 権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人の養成に取り組みます。
- ・ 関係機関等のネットワークを活用し、判断能力の低下に伴い権利擁護が必要な人などの利用ニーズを早期に把握し、早期支援に努めます。
- ・ 成年後見人制度に関する事務の迅速化や関係機関との連携強化に努めます。
- ・ 制度利用に係る費用を負担することが困難な方に対しても、その費用の全部または一部を助成します。
- ・ 施設・事業者、保健・医療関係機関、教育関係機関、警察、法律関係者、民間団体などと連携し、障がいや認知症のある人など、乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実を図ります。
- ・ あらゆる人の人権擁護に向け、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待の防止に向けた取り組みを推進するとともに、被害に悩む人を救済するための取り組みを進めます。併せて、虐待を行った主体の背景を探り、根本的解決を目指します。

●主な関連施策

- 成年後見制度等の周知
- 市民後見人の養成
- 虐待防止体制の充実

(2) 災害時支援体制の充実

地域とのつながりが希薄化する中で、地域が持っていた防災や防犯についての対応力は低下しています。近年、各地で大きな災害が発生しており、大きな地震や大雨災害などの災害に対して、市と地域が協力しながら防災・減災に向けた取り組みを行うことが不可欠となっています。誰もが安心して暮らすことができるよう、防災・減災体制の充実を図ります。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 日頃から災害情報に注意を払い、非常持出品、避難経路、避難場所、連絡方法などを確認しておきましょう。
- ・ 災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係を築きましょう。
- ・ 地域の防災訓練に積極的に参加・協力しましょう。
- ・ 市が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

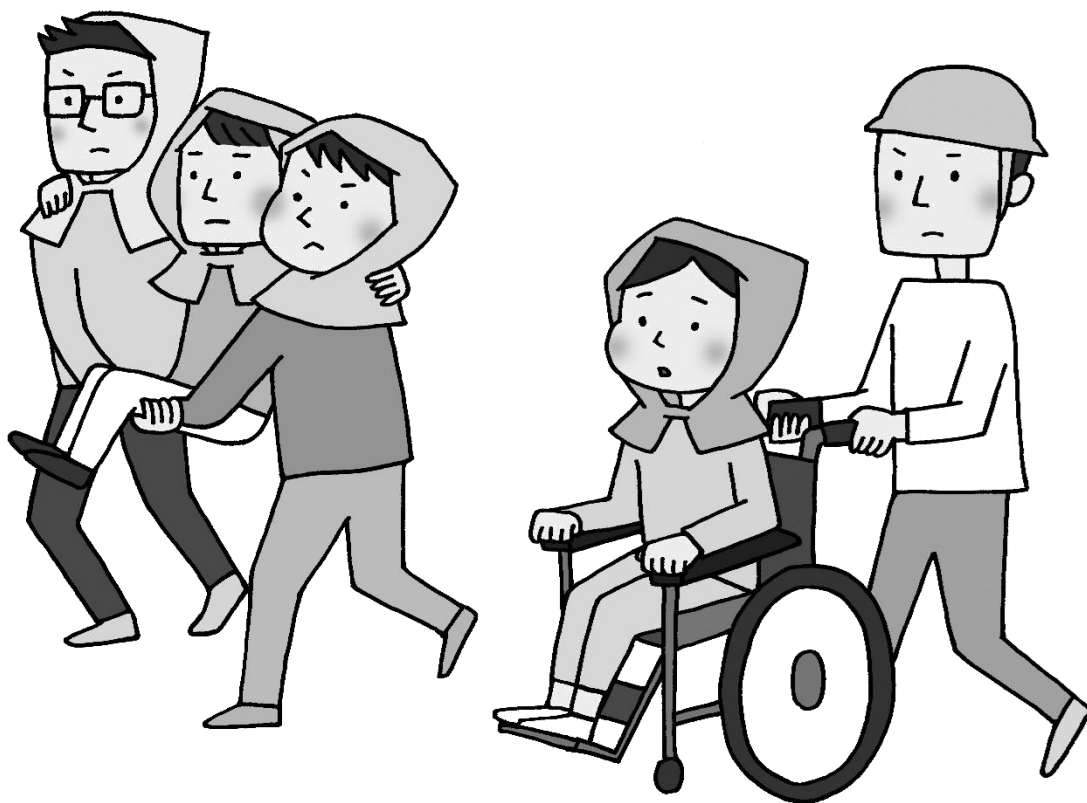
- ・ 防災や減災のための学習会や防災訓練を開催し、積極的に参加して、地域での防災意識を高めましょう。
- ・ 自主防災組織の設置に努めるとともに、組織の活動を活性化して、災害時に支援し合える体制を整えましょう。
- ・ 災害時には、要支援者に対する避難援助等の支援に協力しましょう。
- ・ 災害時に飯塚市社会福祉協議会が設置・運営する災害救援ボランティアセンターの活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・ 行政との協働により、避難行動要支援者の把握に取り組みましょう。
- ・ 避難行動要支援者の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制をつくりましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 住民の防災意識を高めるよう、防災講座や広報紙などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発を充実させます。
- ・ 自主防災組織に対して、組織の運営や避難訓練の実施等を支援します。また、自主防災組織未設立の自治会に対し、設立に向けた支援を行います。
- ・ 福祉避難所の運営について、災害時の円滑な避難を可能とする体制を整えます。
- ・ 災害時に連携可能な組織や団体との協力関係を築きます。
- ・ 移動が困難な人が避難所へ避難する際の移動手段を検討します。
- ・ 個別避難計画を作成します。
- ・ 避難所での盗難や性的犯罪などが生じないよう、防犯対策を講じます。
- ・ 介護が必要な高齢者、障がいのある人が安心して避難所で滞在できる環境づくりを講じます。

●主な関連施策

- 自主防災組織の設置及び活動への支援
- 避難行動要支援者及び避難所における要配慮者に対する支援対策
- 避難行動要支援者の把握、要支援者情報の管理・共有体制の整備
- 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の整備



(3) 防犯体制の充実

防犯意識を高めるための啓発事業を進め、地域ぐるみで安全・安心な環境づくりを進めます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の悪質商法について関心を持ち、被害に遭わないようにしましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 地域や関係団体が連携して、自主防犯組織の設置や、子どもの見守り等の防犯活動に取り組みましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 消費生活センターと連携し、悪徳商法等からの消費者保護に関する情報提供や啓発、相談等の充実に取り組みます。
- ・ 市民の防犯意識高揚を図るため啓発活動を行います。
- ・ 地域における地域防犯活動の支援に取り組みます。

●主な関連施策

- 消費生活センターとの連携
- 防犯意識の啓発(少年相談センターによる非行防止事業)



(4) 再犯防止の推進

出所者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる社会にするため、理解促進のための広報・啓発とともに、住まい・就労・保健医療・福祉等による多角的な支援を展開します。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 地域の更生保護活動について、理解を深めましょう。
- ・ 罪を犯した人等の生きづらさや背景に目を向け、差別心を持たず、立ち直りを見守りましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 更生保護活動について、理解を深めましょう。
- ・ 出所者に対して、住まいや就労に係る相談を市と連携して進めるとともに、必要に応じて生活困窮者自立支援事業をはじめとする福祉的支援につなぎましょう。
- ・ 社会を明るくする運動を推進しましょう。
- ・ 保護司会と連携した支援を推進しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 再犯防止に対する取り組みを総合的に進めます。
- ・ 出所者に対して、住まいや就労に係る相談を社協と連携して進めるとともに、必要に応じて生活困窮者自立支援事業をはじめとする保健医療・福祉的支援につなげます。
- ・ 保護司等と連携した活動に取り組みます。
- ・ 犯罪や非行防止と更生に関する住民の理解を促進するため、関係機関、地域の関係団体と連携し、広報・啓発に取り組みます。
- ・ 社会を明るくする運動を推進します。

●主な関連施策

- 生活困窮者自立支援事業による支援の推進
- 社会を明るくする運動の推進
- 保護司会と連携した支援の推進

活動目標3 安全・安心な暮らしを守る活動の推進の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
成年後見制度における市長申立 (高齢介護課、 社会・障がい者福祉課)	市長申立件数	高齢 3件 障がい 2件	高齢 15件 障がい 5件
成年後見制度について	市民アンケート調査で、「名前も制度の内容も知っている」と回答した人の割合	25.6%	50%
自主防災組織の設立・強化支援 (防災安全課)	自主防災組織カバー率(自主防災組織のある地区の世帯数/総世帯数)	73.53%	100%
防災に関する取り組みの状況	市民アンケート調査で、「最寄りの避難場所を把握している」と回答した人の割合	70.7%	100%
飯塚市消費生活センター相談事業 (まちづくり推進課)	相談件数	1,154件	1,200件
再犯防止に関する取り組みの認知度について	市民アンケート調査で、「再犯防止の取り組みを知っている」と回答した人の割合	25.7%	50%